

訪問介護重要事項説明書

〈令和 7年 4月 1日〉

1・当会が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 03-6304-6581(受付時間 月～金 9:00～18:00)

担当者 石成 智恵

※ ご不明な点は、何でもおたずね下さい。

2・しんわ・ケアの概要

(1)提供できるサービスの種類と地域

事業所名	しんわ・ケア
所在地	〒156-0057 東京都世田谷区上北沢4-16-11 4F
電話番号	03-6304-6581
指定事業者番号	1371209139
サービス提供地域	世田谷区、杉並区

(2)同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	備考(兼務の有無)
管理者	-	1		1	有
サービス提供責任者	介護福祉士等	2		2	
サービス従事者 (訪問介護員等)	介護福祉士	2	4	6	
	ホームヘルパー1級				
	ホームヘルパー2級		3	3	
	実務者研修修了者				

(3)サービス提供時間

営業日 月曜日～金曜日 営業時間 午前9時00分～午後6時00分

3・サービス内容

(1)当事業所は介護保険法に定める下記のサービス行為区分の中から居宅サービス計画に基づき、指定された時間に選択されたサービスを提供するものとします。

①身体介護

食事介助 配膳・食事姿勢の確保・摂食介助・水分補給等
入浴介助 手、足浴等の部分浴 全身浴 洗髪 洗体 片づけ
排泄介助 トイレ、ポータブルトイレへの移動 おむつ交換 後始末等
清拭 清潔保持のための身体拭き 陰部洗浄等
体位変換 体位の変換 安楽な姿勢の確保等
移動、移乗の介助 車椅子への移動介助・補装具の介助等
共に行う 一緒に行う 調理 掃除 洗濯等
服薬介助 内服介助 服薬確認
自立生活支援のための見守りの援助
自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等
その他 ご利用者様の身体に直接接触して行う介助サービス

②生活援助

買物 日用品の買い物及び釣銭の確認
調理 一般的な食事の調理、配膳、下膳、片付け
掃除 居室内、トイレ、浴室等

洗濯 洗濯、乾燥、取り入れ、収納等
その他 ご利用者様本人が行うことの困難な場合に行われる代行的サービス

③通院等乗降介助

通院等の為、目的地への移動介助

(2) 次のようなサービスは公的介護保険適用のサービスとして提供することはできませんので、予めご了承下さい。

①本人の援助に該当しないもの(ご家族の為の調理、洗濯等の生活援助)

②日常生活の援助に該当しないもの

(草むしり、草花の水やり、ペットの散歩、大掃除、ガラス磨き、特別な調理等)

4・利用料金

(1)利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(別紙料金表)の1割又は2割又は3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

※上記の料金設定の基本となる時間帯は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準にしています。

※やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

(2)交通費

上記以外の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方に関しましては交通費の実費負担が必要となります。

(3)キャンセル料

急なキャンセルの場合は下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡下さい。

(連絡先 電話03-6304-6581)

ご利用の前日までにご連絡頂いた場合、キャンセル料などは発生致しません。

上記以外のキャンセルについては利用料金10割の50%を頂きます。

(4)利用料金等のお支払方法

利用料金は1カ月ごとにまとめて請求いたします。原則として口座引き落としの方法で支払うものとしますが、それが出来ない場合は、現金による集金方法又は、事業者指定口座への振り込み(振込手数料は利用者負担)も対応しております。

(5)サービスの終了

①ご利用様の都合でサービスを終了する場合

サービスを終了する1週間前にお知らせ下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。

③自動終了

以下の場合は双方の通知なくサービスを終了いたします。

・利用者様が介護保険施設に入所した場合

・利用者様の要介護認定区分が「非該当」(自立)と認定された場合。

④その他

・利用者がサービス利用料金を2ヶ月以上遅延し、1ヶ月以上の期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合。

・利用者又はその家族との間で信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供の継続ができないと判断できる場合

(6)その他の留意事項

- ①ご利用者様及びそのご家族は本契約で定められた業務以外の事項をサービス従事者に依頼することはできません。
- ②サービス従事者は医療行為を行うことができません。
- ③ご利用者様担当となるサービス従事者の選任及び変更は当事業所が行うものとし、専任制度はとっておりませんので、予めご了承下さい。
- ④訪問予定時間は交通事情及び、緊急事態などにより前後することがありますので、予めご了承下さい。
- ⑤サービス提供の際に起こった事故及びトラブル等を避けるために次の事項をご留意下さい。
 - I 生活援助として行う買い物の為、現金をお預かりする場合、ご利用者様及びご家族に必ずその場で金額等をご確認頂きます。
 - II 預金通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書等は一切お預かりすることができませんので、予めご了承下さい。
 - III 公共料金等の振り込み以外お受けすることはできません。
 - IV 現金、貴重品等は室内に放置せず、目に見えない場所や金庫等に保管して下さい。
 - V サービス従事者に対する贈り物や飲食物等はご遠慮させて頂きます。
 - VI 利用者のお住まいでサービス提供するために使用する、水道、ガス、電気等のご利用はご利用者様のご負担となります。

5・相談・要望・苦情などの窓口

①訪問介護に関する相談・要望・苦情等の窓口

窓口責任者	管理者	石成 智恵
電話番号		03-6304-6581
受付時間		(月)～(金) 9:00～18:00

②上記以外の相談・苦情窓口

	世田谷区	
	上北沢あんしんすこやかセンター(上北沢・八幡山)	03-3306-1511
市区町村	烏山あんしんすこやかセンター(給田・南烏山・北烏山)	03-3307-1198
	松沢あんしんすこやかセンター(赤堤・桜上水)	03-3325-2352
	松原あんしんすこやかセンター(松原)	03-3323-2511
	梅丘あんしんすこやかセンター(代田1～3丁目・梅丘・豪徳寺)	03-5426-1957
	杉並区	
	ケア24 浜田山 (浜田山1,2,3・高井戸東1,3・下高井戸4,5)	03-5357-4944
	ケア24 永福(永福1,2,3丁目、下高井戸1,2,3丁目)	03-5355-5124
国保連	国保連合会苦情相談窓口	03-6238-0177

6・第三者による評価の実施

第三者評価の実施状況 有 ☐ 無 ☒

7・その他

①虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。
〈虐待防止に関する責任者〉 管理者 石成 智恵
- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。

②感染症の予防及びまん延防止の為の措置

感染の予防に留意し感染症発生の際には速やかな特定、まん延防止に努め早期終息を図る為、下記の措置を講じます。

- ・感染対策委員会の設置

- ・月1回程度の感染対策委員会の定期開催、指針整備、策定
- ・まん延防止の為の、リモート等活用による会議実施
- ・従業員への周知徹底
- ・研修プログラムの作成
- ・従業者への定期的な教育及び訓練(年1回以上)
- ・その他、必要な教育・研修

③業務継続計画(BCP)について

感染症、非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開する為の計画策定を行いマニュアルに沿った訓練及び必要な研修を定期的に実施します。

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

【事業者】 株式会社 まごころ

〈東京都指定 指定番号 1371209139〉

〒156-0057

東京都世田谷区上北沢4-16-11 4F

TEL 03-6304-6581 FAX 03-5316-5262

【名称】 しんわ・ケア

【説明者】管理者

石成 智恵 印

サービス提供責任者 会津 比香里 印

私は契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、個人情報の使用等についても同意しました。

【利用者】

住所

氏名

印

【代理人】

住所

氏名

印

【ご家族】【連帯保証人】

住所

氏名

印

本契約を証するため、本書は2通作成し、利用者様及び当事業所双方が記名、押印の上、各1通を保管するものとする